

# 石川県なりわい再建支援補助金 事前着手の適用について

石川県商工労働部経営支援課

- **事前着手の適用の継続・終了**
- **事前着手とは？**
- **事前着手の適用継続（能登3市3町）**
- **事前着手の適用終了①（その他の地域）**
- **事前着手の適用終了②（特例措置）**
- **複数回申請**
- **申請はお早めに**

# 事前着手の適用の継続・終了



交付決定前の復旧費用(建物の修繕・建替、設備の修理・入替)を、特例的に補助対象と認める「事前着手」について、

- **能登3市3町** (珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町)  
→ R8.4.1以降も、**当面の間、事前着手の適用を継続**
- **能登3市3町以外の地域**  
→ **今年度末(R8.3.31)までの申請をもって、事前着手の適用を終了**

〔事前着手済みの方で、やむを得ない事情で申請が間に合わない場合、個別案件ごとに判断のうえ継続〕

R7						R8				
7	8	9	10	11	12	1	2	3	R8.4~	
<b>全地域共通</b> 事前着手の申請が可能 (~R8.3 =能登半島地震発災から2年3か月)									<b>能登3市3町</b> ⇒ <b>事前着手の適用継続</b>	<b>実施済みの復旧は、R8.3までに申請</b>
									<b>その他の地域</b> ⇒ R8.4以降は、 <b>交付決定後に着手する復旧費用のみ申請可能</b>	

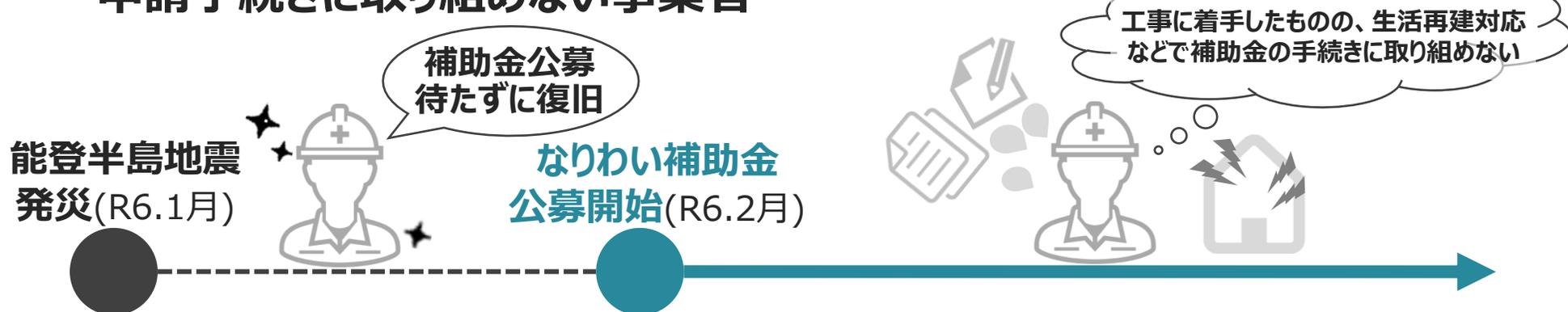
# 事前着手とは？

通常の補助金は、交付決定以降に着手した事業が補助対象となりますが、**なりわい補助金は、被災事業者の様々な事情・状況に柔軟に対応するため、特例的に、以下を補助対象として認めています。**

- ・ 発災後、なりわい補助金の**公募開始前**(R6.2末)に実施した復旧費用
- ・ 発災後、**交付決定前**に実施した復旧費用

## 〔事前着手が適用される事例〕

- ① 早期営業再開のため、発災後、補助金の公募開始前に、復旧工事を行った事業者
- ② 被害が大きく、生活再建の対応に追われ、復旧工事はしたものの、補助金の申請手続きに取り組めない事業者



# 事前着手の適用継続（能登3市3町）



事前着手について、

- **能登3市3町**（珠州市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）については、地震に加え、豪雨災害による被害もあった状況を踏まえ、R8.4.1以降も、**当面の間、事前着手の適用を継続**します。

〔能登の事業者の状況〕

- ✓ 地震に加え、豪雨による被害もあり、なりわい再建だけでなく、足元の生活再建の対応に追われ、補助金の申請手続きに取り組めない
- ✓ 復旧工事の見積は取得できたものの、工事業者の不足・ひっ迫から、交付決定後の着工では、工事を後回しにされてしまう

事前着手の適用を、**特例的に継続**

R7						R8			
7	8	9	10	11	12	1	2	3	R8.4~
<b>全地域共通</b> 事前着手の申請が可能 (~R8.3 =能登半島地震発災から2年3か月)									<b>能登3市3町</b> ⇒ 事前着手の適用継続
									<b>その他の地域</b> ⇒ R8.4以降は、交付決定後に着手する復旧費用のみ申請可能

当面の期間、事前着手の申請が可能

# 事前着手の適用終了①（その他の地域）



事前着手について、

- 能登3市3町以外の地域については、今年度末(R8.3.31)までの申請をもって、**事前着手の適用を終了**します。

（事前着手済みの方で、やむを得ない事情で申請が間に合わない場合、個別案件ごとに判断のうえ継続）

〔以下の対応をお願いします〕

- ✓ 着手済みの復旧費用(建物の修繕・建替、設備の修理・入替)については、R8.3.31までに申請してください。
- ✓ 金沢事業者支援センター等で、専門家による申請書作成サポートも実施しておりますので、是非、ご活用ください。

R7						R8			
7	8	9	10	11	12	1	2	3	R8.4~
<p><b>全地域共通</b> 事前着手の申請が可能 (~R8.3 =能登半島地震発災から2年3か月)</p>									<p>能登3市3町 ⇒ 事前着手の適用継続</p>
									<p>実施済みの復旧は、<b>R8.3までに申請</b></p> <p>その他地域 ⇒ R8.4以降は、<b>交付決定後に着手する復旧費用のみ申請可能</b></p>

# 事前着手の適用終了②（特例措置）



能登3市3町以外の地域についても、やむを得ない事情がある事業者は、特例的に、R8.4月以降の事前着手の適用を認めます。

まずは、県が設ける相談窓口へお問い合わせください。



## 〔事前着手の継続が、特例的に認められるケース〕

例) 事業の再開のため、一部、復旧工事に着手しているものの、甚大な液状化被害等により、全体では大規模かつ複雑な工事となる。そのため、復旧工事の全体像が決まるのに時間がかかり、着手済みの工事費用が、当面の期間定まらない（＝着手済みの工事と、今後行う工事の切り分けが出来ない）。

→ 事業者の責めに帰さない理由により、事前着手をしないかたちでの補助金申請が困難なため、能登以外の地域の事業者であっても、事前着手の適用継続が認められます。

※まずはお話を聞かせていただき、個別の案件ごとに、事前着手の適用継続が認められるか判断させていただきます。

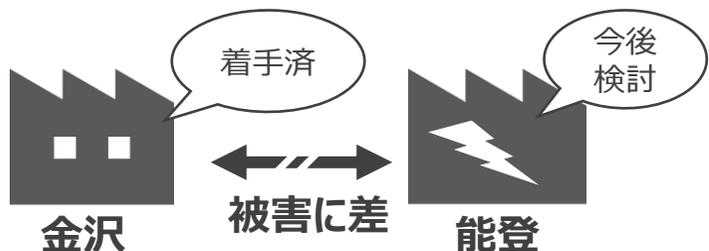
なりわい補助金では、補助対象とする経費が明確に分けられる場合(棟別、工期別等)、**複数回の申請が可能**です。

→ 事前着手済みの復旧費用はR8.3月末までに申請、今後実施予定の復旧費用はR8.4月以降に申請、と分けて申請が行えます。

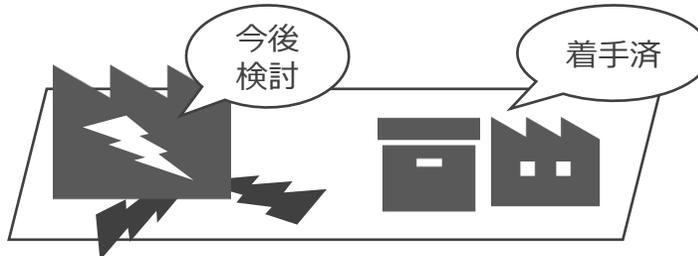
## 〔補助対象経費が分けられる事例〕

- ・ **離れた場所**にある事業所で、被害の少ない所在地から復旧
- ・ **同じ敷地内**の事業所で、施設ごとに着手
- ・ **同じ施設**で長期的な工事。区画ごとに**工期を分け**、**計画的に復旧**

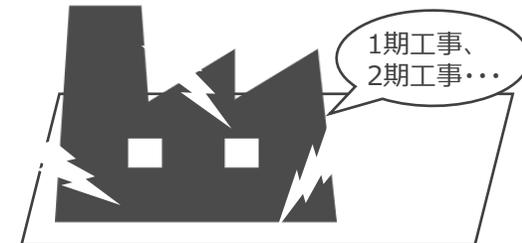
離れた場所にある事業所を段階的に復旧



同じ敷地内で復旧に差異



同じ施設で工期を分けて申請



補助金の申請は、見積書など必要書類が揃った段階で申請を行うことができます。専門家による申請書作成サポートもご活用いただきつつ、**お早めの申請を推奨**します。

- ✓ 被災事業者のみなさまの早期の復旧・復興をあと押し
- ✓ 補助金申請に必要な書類紛失のリスク
- ✓ 交付決定までのスケジュール

※現在多くの申請をいただいております、審査にお時間を要します

以下の場合には期日内にご提出いただいても交付決定時期が遅れる場合がございます

- ☑ 公募回の締切期日間際でご提出いただいた場合
- ☑ 復旧事業の金額規模が大きい、復旧事業の内容が複合的な場合
- ☑ ご提出いただいた申請書類の補正等に時間を要する場合

# 石川県なりわい再建支援補助金 申請にあたっての留意事項

- **概要**
- **申請のポイント**
- **提出書類の見直し（R6.8）**
- **2者見積(相見積)の取得**
- **資産計上されていない施設、設備**
- **賃貸物件に係る申請について**
- **申請パターン**
- **原状回復を上限とした施設の建替、設備の入替**
- **新分野事業**
- **受取保険金の取扱い**
- **補助金交付までの流れ**
- **補助金ご利用にあたっての注意点**
- **相談窓口のお知らせ**

# 概要

- 令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨により大きな被害を受けた地域を対象に、被災した中小企業等が行う**施設・設備の復旧を支援**します。

## ＜なりわい再建支援補助金の概要＞

○補助対象地域：石川県

令和6年奥能登豪雨は、6市町  
「七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町」が対象

○補助対象者：**中小企業等**

○補助率：**3/4** 又は 一部定額

※特定事業者（中小企業以外の企業のうち、  
資本金が10億円未満のもの）等については、1/2又は一部定額

※**要件を満たす場合は、一定額までは定額補助**

○補助上限額：**15億円**

※要件を満たす場合は、5億円まで定額補助

○負担割合（国：県） 2：1

○対象経費：事業の用に供する施設又は設備であって、自らの資産として計上するもの

令和6年(2024年)能登半島地震における事業再建支援  
「なりわい再建支援補助金」  
被災事業者の事業再建に向けた取組を支援します  
「なりわい再建支援補助金」制度概要  
～令和6年4月1日(月)～随時申請受付中～  
【補助対象者】  
令和6年能登半島地震の被害を受けた  
石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等  
【補助対象経費】  
工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等  
【補助額・補助率】  
補助金額 上限 **15億円**  
補助率 **3/4**  
(中堅企業等は1/2)  
自己負担 1/4発生  
自己負担分の資金調達に活用できる  
特別な融資制度があります  
「令和6年能登半島地震災害対策特別融資」  
○限度額：1億円  
○利率：当初5年間無利子 ※1、※2  
○信用保証料：免除 ※1  
※1 一定の要件を満たす必要があります。  
※2 事業継続後、貸付期間が半年を超えた場合は、  
※3 返済負担の軽減が、補助対象外経費と認められることも  
あります。  
詳しくは、金融機関、信用保証協会にお問い合わせください。  
※必ず申請の経路として、適正に認められる場合は、返済開始日(令和6年1月1日)まで返済開始  
日に融資等をお済みの事業者の方は、必ずしも補助金の返済を控える必要はありません

定額補助とは、過去数年以内に発生した自然災害で被災し、今なおその影響を受けている多重被災事業者への特例的措置

# 補助対象者

- 原則、次の①中小企業等、②特定事業者に該当する事業者が**補助対象**となります。

区分	補助対象事業者	詳細
①	中小企業等 (小規模事業者、個人事業主含む)	中小企業支援法第2条の定義に該当する事業者等 (みなし大企業・みなし中堅企業は除く)
②	特定事業者 (中堅企業及びみなし中堅企業)	①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等 (みなし大企業は除く)
③	①及び②以外の企業 (大企業及びみなし大企業)	<b>原則、補助対象外</b> ただし、石川県のみ、①が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している事業者は対象

- 次に該当する事業者も**補助対象**となります。

✓ **個人事業主 (農家や漁業者、開業医を含む)**

✓ **以下の法人等** ※従業員等の法人の規模等により、補助の対象とならない場合があります。

士業法人 (弁護士法人, 監査法人, 税理士法人, 行政書士法人等), 農業法人, 農業協同組合, 漁業協同組合, 農事組合法人, 信用協同組合, 医療法人, 信用金庫, 公益財団法人, 一般財団法人, 公益社団法人, 一般社団法人, NPO法人, 第3セクター, 社会福祉法人, 学校法人, 共済組合, 消費生活協同組合, 森林組合, 労働者協同組合 等

- 以下の要件を満たす事業者については、一定の上限のもと**定額補助による支援**。

## <定額補助の要件> 以下の①～⑤のいずれも満たす事業者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者
  - ア 当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者
  - イ 当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
- ③次のいずれかに該当する事業者
  - ア 過去数年以内に発生した災害の発生日（当該発生日が新型コロナウイルス感染症発生以降の災害にあっては、新型コロナウイルス感染症の指定日）以降、売上高が20%以上減少している事業者
  - イ 令和6年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者
- ④交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- ⑤令和6年能登半島地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

- 定額補助の上限：5億円

※補助対象経費が定額補助の上限以内の場合は、補助対象経費の額が補助金額となります。

# 申請のポイント

- 令和6年能登半島地震等で損壊・使用困難となった建物・設備を復旧する申請内容となっているか
- チェックリストに沿って、提出書類に不備はないか
- 申請金額・対象経費は提出書類全般で一致しているか
- ①どのような被害を受け、②どのように復旧し、③費用はいくらかかるのかを押さえる

なりわい再建支援補助金交付申請用チェックリスト **4/22更新**  
(提出書類は全て写しでも可・申請書類一式の控えをお手元に保管してください)

資料番号	提出書類	提出区分	様式等 (入手場所)	チェック欄		
				申請者	受付	審査担当
1	なりわい再建支援補助金交付申請用チェックリスト	必須	本紙	☑	☐	☐
2	石川県なりわい再建支援補助金交付申請書	必須	県 HP 掲載	☐	☐	☐
3	補助事業計画書	必須	県 HP 掲載	☐	☐	☐
4	【法人】①現在事項証明書（商業登記）及び 法人登記簿謄本、②個人事項証明書（住民票謄本） 【個人】②住民票謄本 ※令和6年能登半島地震以降に発行のもの	必須	①法務局 ②各市区	☐	☐	☐
5	納税証明書（石川県税未納なしの証明） ※令和6年能登半島地震以降に発行のもの	必須	県税事務所 中絶章/県税課 総合事務所	☐	☐	☐
6	暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿	必須	県 HP 掲載	☐	☐	☐
7	保険・共済加入の同意書	必須	県 HP 掲載	☐	☐	☐
8	【法人】貸借対照表及び損益計算書 【個人】確定申告書の写し及び収支計算書等	必須 ※1	-	☐	☐	☐
9	債権者登録申請書 過帳の見開き面の写し (金融機関名、口座番号、名義人が分かる部分)	必須	県 HP 掲載	☐	☐	☐

※1 交付申請時から直近1年分を提出してください。

**1 施設の復旧**

資料番号	提出書類	提出区分	様式等	チェック欄		
				申請者	受付	審査担当
1	現在事項証明書（建物） ※令和6年能登半島地震以降に発行のもの	必須	法務局	☐	☐	☐
2	市町が発行する名称変更届出申請書 ※補助金を申請する施設に「 <b>マーカー</b> 」で印	必須	各市区	☐	☐	☐
3	固定資産台帳 ※補助金を申請する施設に「 <b>マーカー</b> 」で印	※1	任意	☐	☐	☐
4	①震災（被災）証明書の写し、または、 ②震災（被災）証明書を提出できない理由書	必須	①市町 ②県 HP	☐	☐	☐
5	令和6年能登半島地震による被災を証する書類（施設）	※2	県 HP 掲載 申請欄が新	☐	☐	☐
6	被災状況が分かる写真（カラー） ※3 施設写真（申請）※4 施設写真（申請）※5 写真（申請）※6 写真（申請）	必須	A4 用紙に 印刷（貼付）	☐	☐	☐
7	見積書一覧表（施設） ※4 施設写真（申請）※5 写真（申請）※6 写真（申請）	必須	県 HP 掲載	☐	☐	☐
8	工事見積書（写） ※2 事業者以上	必須	任意	☐	☐	☐
9	見積書不足理由書	※3	県 HP 掲載	☐	☐	☐

チェックリストに沿って  
必要な書類を準備



フローチャートにて、  
申請区分（施設 / 設備）に  
応じて必要な書類を整理



## なりわい再建支援補助金提出書類の見直し

なりわい再建支援補助金においては、被災事業者の事業継続に不可欠な施設又は設備の復旧・整備を補助対象

⇒ このたびは代替可能なものを中心に、一部証憑書類(確認書類)の提出を不要とする

### 提出を不要とする証憑書類(確認書類)等

### 交付申請時の対応

①建物の登記簿謄本

▶ 建物所有者の確認

名寄帳兼課税台帳等で確認

②法人の登記簿謄本

③決算書

④法人番号指定通知書



▶ 事業活動の確認

▶ //

▶ //

納税証明書、被災写真等で確認

実績報告では、復旧した施設の建物登記簿謄本の提出必要

被災状況と復旧箇所の確認のため平面図は従来どおり必要

⑤建物の位置図・配置図



▶ 所在、敷地状況確認

原則、提出不要

⑥保険・共済加入の同意書

小規模事業者は提出不要

審査の上で、必要がある場合は省略した書類の提出を求めるなどして  
申請者の負担軽減と補助金の適正な執行を両立

# 2者見積（相見積）の取得

なりわい再建支援補助金の申請にあたっては、相見積りの取得を原則としております。

ただし、2者見積の取得が困難である場合、様式「見積書不足理由書」を用意していますので、その提出をもって代替を可能とする柔軟な措置をとっています。

4/5更新

見積書不足理由書

令和 年 月 日

石川県知事 様

(申請者)  
住 所  
名称(氏名)  
代表者氏名

チェックリスト

施設 - 8

設備 - 7

新分野 - 2

1 見積書が不足している施設・設備等

区 分	見積 No.	整理記号及び 設備No.	施設名又は設備等の名称
<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備			
<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備			
<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備			
<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備			
<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備			

2 見積書が不足している理由

チェック欄	理 由
<input type="checkbox"/>	<p>見積書を依頼した1者から見積書が提出できない理由書(辞退届)の提出があったため</p> <p>※見積事業者から提出を受けた「見積書が提出できない理由書」を添付してください</p>
<input type="checkbox"/>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 100px;"> <p>※説明例①：被災設備は特注の生産機械であり、修繕・メンテナンスは製造メーカーであるA社しか実施することができないため</p> <p>※説明例②：従前から被災設備のメンテナンスを特定のA社に発注しているため、A社は設備の特性を十分把握しており、適切な復旧整備を実施できるのはA社のみのため</p> <p>※他に事業者が存在しない状況を合理的に説明してください</p> </div>

※本書は、2者以上からの見積書が取得できない場合に作成してください。必ず1者は必要です。

- 資産計上されない施設・設備は原則として補助対象と認められません。

ただし、資産計上されていない施設や設備であっても、売買契約書、購入業者やメンテナンス業者からの証明等（第三者による客観的な証明ができるもの）により、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助の対象となる場合があります。

- 資産計上されていない施設や設備がある場合には、個別にご相談ください。

- なお、補助金により復旧した施設・設備については、復旧後に資産計上していただく必要があります。

実績報告にて提出の  
「整備資産の資産計上に関する誓約書」

実績報告用チェックリスト  
全申請者一斉

整備資産の資産計上に関する誓約書（実績報告・設備用）

令和6年能登半島地震による災害に係る「石川県なりわい再建支援補助金」で整備した設備については、下記のとおり相違ないことを誓約いたします。この誓約に反したことにより、補助金全額返還等、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てず、知事の指示に従います。

記

○ 事業用に資産計上している施設/設備の修繕のみであり、資産計上済みです・・・□ (該当の場合)

1 事業完了後、資産計上した財産について  
次の財産について、固定資産台帳への計上を行いました。

整理番号 及びNo.	設備の名称	型番等	数量	補助対象経費	補助金額
				円	円
				円	円
				円	円

2 事業完了後、資産計上する財産について  
次の財産について、工事完了・引き渡し（及び納品）された事業年度の決算が未了のため、直近の決算期において固定資産台帳への計上を行います。

整理番号 及びNo.	設備の名称	型番等	数量	補助対象経費	補助金額
				円	円
				円	円
				円	円

3 資産計上できない財産について、その適正な理由  
※申請書の会計処理により資産計上しない場合も本項目にて記載をお願いします

整理番号 及びNo.	設備の名称	型番等	数量	補助対象経費	補助金額
				円	円
				円	円

(理由)

4 資産計上後の管理について  
資産計上後の記録を適正に保管・管理します。

石川県知事 殿 令和 年 月 日  
(法人名)  
(代表者名)

## (賃貸物件の補助対象経費上の取扱いについて)

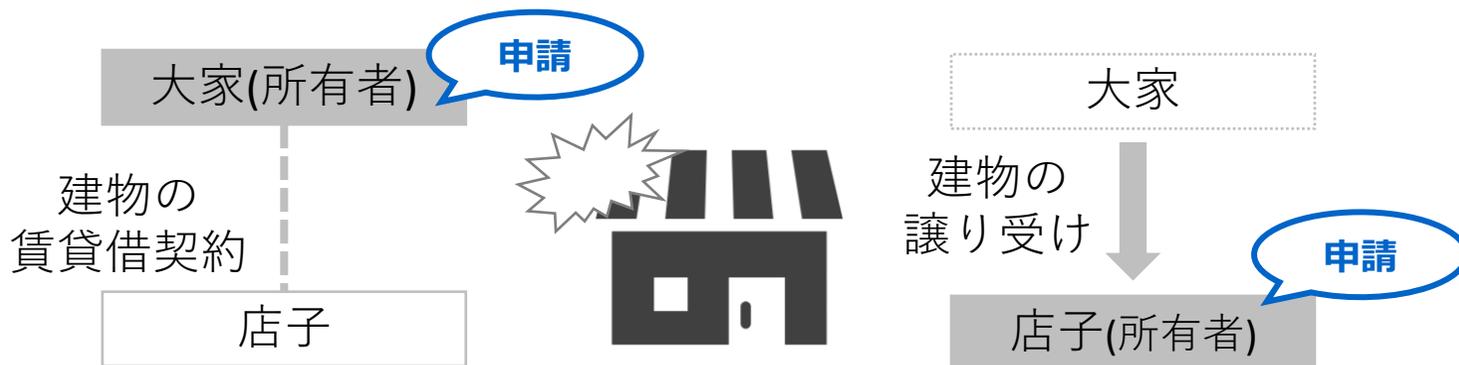
- 貸付物件は原則として補助対象と認められません

ただし、被災時に「①中小企業等」、「②中堅企業及びみなし中堅企業等」の事業用として貸付していた施設・設備で、①及び②の事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合には、例外的に補助対象となります。

- 賃貸物件における申請者は所有者 = 被災当時の大家です

☑ 令和6年能登半島地震等災害後に**大家が変わった賃貸物件についても、店子の事業再開に不可欠な場合には、その範囲内に限り、新たな大家の賃貸物件も補助対象**です

☑ **店子が大家から物件を譲り受けた上で、店子が申請を行うことも可能**です



# 申請パターンまとめ

原状回復：修繕が可能な場合は原則、従前施設・設備の修繕  
 修繕が困難である場合は、建替や入替が可能  
 →この場合の原状回復とは、従前の施設・設備と比べて、規模や機能、性能が同等以下

01

## 施設復旧

※ 2 者の見積必要

修繕

被災した施設であることが前提

建替

元の場所

大規模半壊以上(※)or 建替費 < 修理費

※修繕費用を上限として、建替も可  
 (実際に行う工事と別に、修繕工事の見積書必要)

移転する

上記に加え、他律的要因 (液状化等)

原状回復と異なる復旧も○

防災・減災のための改良 (補強)

性能向上に資する機能付加・拡充

02

## 設備復旧

※ 2 者の見積必要

修繕

被災した設備であることが前提

入替

同一設備

修理不能の証明 or 入替費 < 修理費  
 ※修理費用を上限として、同等以上の設備へ入替も可  
 (実際に行う工事と別に、修理工事の見積書必要)

同一設備×

設備比較を行い、同等以下の設備に入替  
 ※修理費用を上限として、同等以上の設備へ入替も可  
 (実際に行う工事と別に、修理工事の見積書必要)

実際に行う工事等とは別に、原状回復工事の見積書の提出が必要  
 = 少なくとも見積書 2 × 2 の 4 者必要

03

## 新分野

従来と異なる事業への転換

新たな施設建替

新事業のための施設であるか

新たな設備導入

新事業のために設備であるか

実際に行う工事等とは別に、原状回復工事の見積書の提出が必要  
 = 少なくとも見積書 2 × 2 の 4 者必要

※施設・設備の復旧に代えて、新分野事業を行うもの

※新分野事業については、原状復旧にかかる費用・新分野事業にかかる費用 のいずれか低い方が補助上限となる。

# 原状回復を上限とした施設の建替、設備の入替

- 原状回復を原則としていますので、修繕による復旧が前提となります。
- ただし、修繕が困難な場合等に限り、建て替え又は入替えによる原状回復が認められます。
- なお、建て替え又は入替えによる原状回復が認められない場合でも、修繕による原状回復費用を上限として、建て替え又は入替えを行うことは可能です。

## i. 施設（建物）

- 原則、建て替えが原状回復費用として認められるには、「罹災（被災）証明書」や「建築士による証明（県様式もしくは様式自由）」で『全壊』又は『大規模半壊』相当であることが必要です。
- なお、正当な理由があつて被災物件の修繕費よりも建て替え費用が安価な場合は、『全壊』又は『大規模半壊』の判定が無い場合にも建て替えによる原状回復が可能です。  
※建築士等による理由書の提出（様式自由）が必要となります。

## ii. 設備

- 原則、入替えが原状回復費用として認められるには、設備メーカー等により修復不能である証明が必要です。
- なお、正当な理由があつて被災設備の修理よりも入替え費用が安価な場合には、修理不能であることの証明がない場合でも入替えによる原状回復が可能です。

「入替え後の設備が従前設備と同等である旨の比較表」、「見積書による費用比較」のほか、「修理よりも入替えが安価となる合理的な理由を専門事業者が説明した書類（任意様式）」が必要です。

# 新分野事業

- 原則、なりわい再建支援補助金で補助対象になるのは、中小企業等が自ら保有、資産計上している、事業の用に供する施設・設備の原状回復に要する経費です。
- ただし、従前の施設等の原状回復では、事業再開や継続、売上回復が困難な事業者は、**新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（「新分野事業」）**による施設等の整備費用も補助対象となります。
- その際、従前の施設等の復旧に代えて、**原状回復に要する経費を上限として、新分野事業に係る施設・設備の整備に要する経費**が補助対象とすることが可能です。

## 【新分野事業の例】

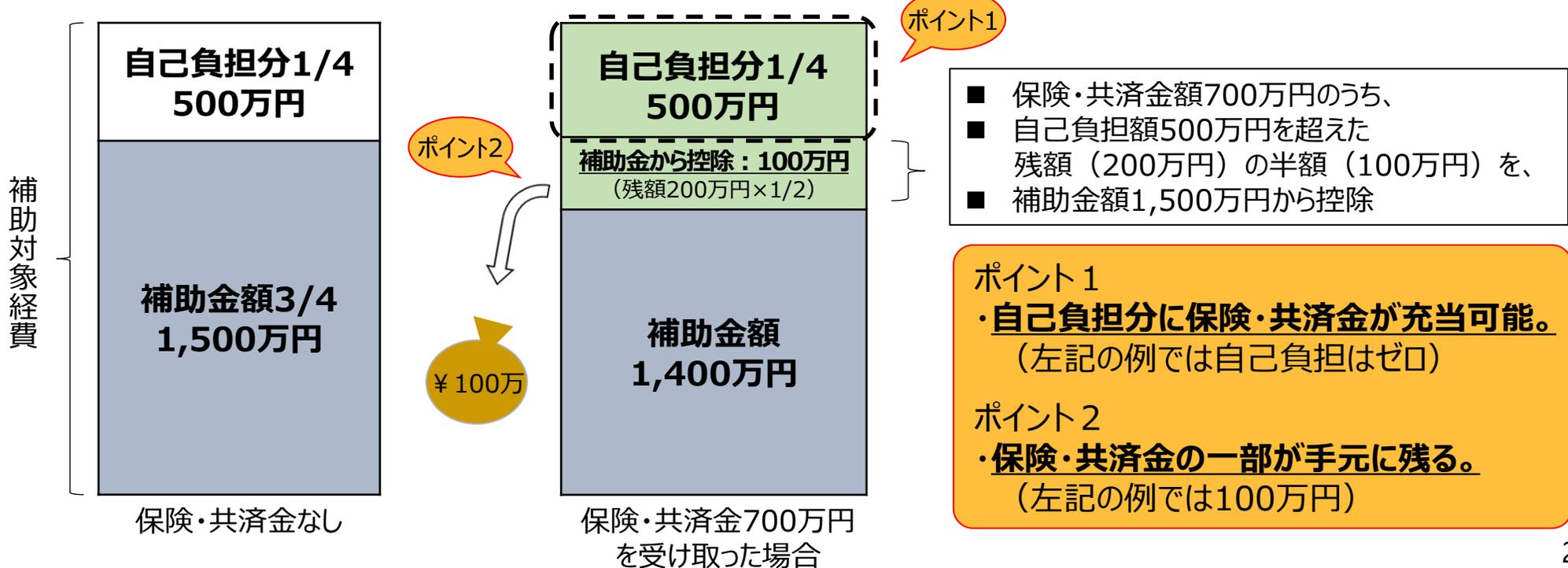
- 新商品製造ラインへの転換
  - 従業員確保のための新たな宿舍整備
  - 異業種への展開
- 等

申請条件	補助対象経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>① なりわい再建支援補助金の要件を満たしていること。</li> <li>② 従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること。</li> <li>③ 新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。</li> </ul>	<p>従前の施設・設備への原状回復に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費。</p> <p><b>※令和6年能登半島地震前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限。</b> (原状回復工事の見積書の提出も必要)</p>

- 本事業で復旧等を行う施設・設備について受領する保険・共済金がある場合、まず、**復旧等に係る補助対象経費の内の自己負担分に充当**ください。補助金の自己負担分を超える受取保険・共済金がある場合には、**超える部分の保険・共済金額の半額を補助金額から控除**し、その残りの額が補助金額となります。

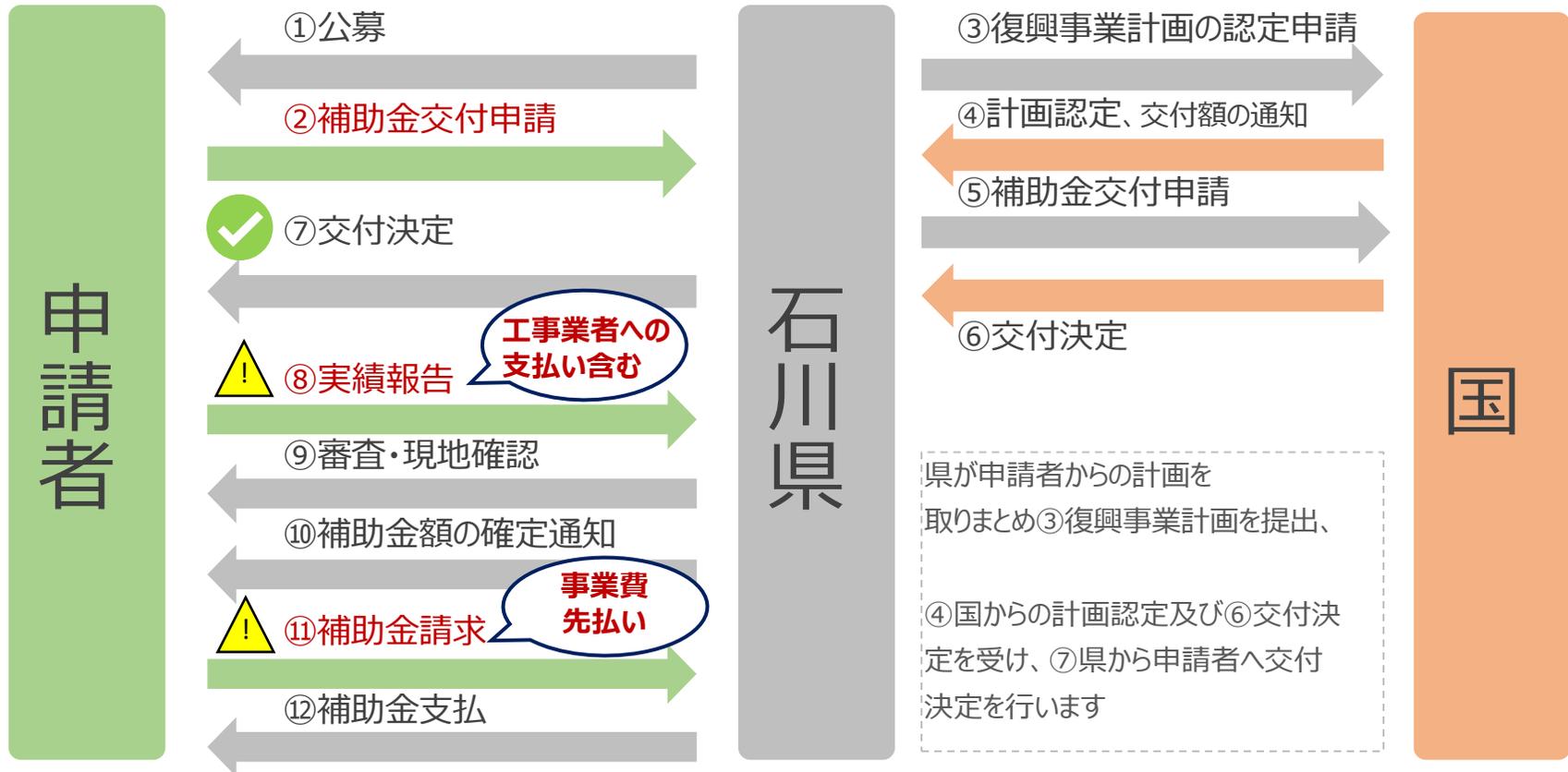
※ただし、迅速な復旧を進めるため、**受取保険金額が確定する前から**補助金の手続きを受け付けることとしています。

(例) 建物復旧に要する補助対象経費が2,000万円で補助率が3/4、保険・共済金の受取額が700万円の場合



# 補助金交付までの流れ

- 補助金の交付を受けるには、県への補助金交付申請を行い、**交付決定**を受ける必要があります。事業完了後（**工事業者等への精算含む**）、県へ実績報告を行い、額の確定通知を受けます。  
※交付決定にあたっては、県で確認完了・とりまとめた案件を国にまとめて提出し、確認～交付決定という流れになります
- 補助金を請求するためには、申請者さまにて立替払をしていただく必要がございます。県から額の確定通知を受けたのち、県へ補助金請求を行います。



- なりわい再建支援補助金の交付を受けるには、石川県への補助金交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります  
※補助金申請後に、交付決定に向けて申請書類等の補正対応を行う場合があります
- 工事業者への支払含めて復旧事業を完了させ、県へ**実績報告・補助金額の確定**をしたのちに、補助金を請求することができます（先に事業者がお金を支出する必要があります）
- 補助金の算出方法は、**補助対象経費 × 補助率 = 補助金額**  
〔 補助対象経費：事業に係る経費のうち補助対象となるもの  
補助率：補助金額を算出するにあたっての率 〕
- 補助対象経費につき、**消費税は補助金の対象外**です
- なりわい再建支援補助金と**補助目的及び補助対象経費が同一でない場合であれば、他の補助金との併用は可能**です  
※市町による上乗せ補助を活用できる場合があります

## 市町による上乗せ補助 (県HPにてリンク) 石川県なりわい再建支援補助金

### 各市町の上乗せ補助

県補助金に対し、上乗せ補助を実施している市町もございます。

- [輪島市HP \(外部リンク\)](#)
- [珠洲市HP \(外部リンク\)](#)
- [穴水町HP \(外部リンク\)](#)
- [能登町HP \(外部リンク\)](#)
- [中能登町HP \(外部リンク\)](#)
- [七尾市HP \(外部リンク\)](#)
- [志賀町HP \(外部リンク\)](#)
- [羽咋市HP \(外部リンク\)](#)
- [宝達志水町HP \(外部リンク\)](#)
- [津幡町HP \(外部リンク\)](#)
- [内灘町HP \(外部リンク\)](#)
- [小松市HP \(外部リンク\)](#)
- [かほく市HP \(外部リンク\)](#)

# 相談窓口のお知らせ

**金沢事業者支援センター 0120-867-100**

石川県庁内(土日・祝日除く 午前10時～午後5時)

- ▶お電話でのお問い合わせにお答えするほか、
- ▶対面相談も実施

①10:30～ ②13:00～ ③14:30～ ④16:00～

**能登事業者支援センター 0120-262-380**

のと里山空港内(土日・祝日除く 午前10時～午後5時)

- ▶対面相談

①10:00～ ②11:30～ ③13:00～ ④14:30～ ⑤15:30～

- ▶なりわい補助金申請書作成サポート

毎週 火曜日・木曜日

①10:00～②13:00～  
③15:00～

ほか商工会・商工会議所と  
連携して能登地域での  
個別相談会を開催

個別相談会スケジュール(県HP)



2025.6月版

## なりわい補助金の申請で お困りの方へ

申請書類の作成をサポートいたします！

- ✓ なりわい補助金の申請書類の作成を、中小企業診断士や行政書士などの専門家が、無料でサポートいたします。
- ✓ 以下のとおり、サポートを実施していますので、必ず、電話による事前予約を済ませた上で、各会場にお越しください。

### サポート会場・受付時間・予約電話番号

- ✓ **金沢事業者支援センター** (石川県庁1階103会議室)  
毎週 火・木曜日 ①10:30～ ②13:00～ ③14:30～  
TEL 0120-867-100 (平日10:00～17:00)
- ✓ **能登事業者支援センター** (のと里山空港内 4階)  
毎週 火・木曜日 ①10:00～ ②13:00～ ③15:00～  
TEL 0120-262-380 (平日10:00～17:00)
- ✓ **輪島商工会議所** ※令和7年7月7日からサポート開始  
毎週 月曜日 ①13:00～ ②15:00～  
TEL 0768-22-7777 (平日9:00～16:00)
- ✓ **珠洲商工会議所** ※令和7年7月2日からサポート開始  
毎週 水曜日 ①13:00～ ②15:00～  
TEL 0768-82-1115 (平日8:30～17:15)

⚠ 会場にお越しの際は、必ず、「1 見積書、2 市町の課税台帳、3 罹災(被災)証明書、4 被害写真」をご持参ください。

【問い合わせ先】石川県商工労働部経営支援課 TEL 076-225-1521